

議 答 申 個 第 1 9 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と指
定管理者が管理する電子計算機とを結合することについて
（ 答 申 ）

平成 1 8 年 3 月 8 日付け生情第 1 7 6 号で諮問のあったこのことについて、
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	公の施設における指定管理者制度の実施に伴い、実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と指定管理者が管理する電子計算機とを結合することについて
審議会の意見	<p>適当なものと認める。ただし、個人情報の漏えい、滅失及びき損等がないようセキュリティ対策に充分留意するよう申し添える。</p> <p>なお、今回諮問の対象となった4団体以外の指定管理者と新たにオンライン結合をする場合には、諮問を要するものとする。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、指定管理者制度の実施に伴い、公の施設の管理業務のために指定管理者が管理する電子計算機を本市のネットワークに結合することについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、オンライン結合をすることにより指定管理者の公の施設の管理業務をより迅速に、かつ効率的に行うことによる市民サービスの向上、本件結合に係る個人情報の保護及びセキュリティの確保（実施機関と指定管理者で締結する「施設の管理に関する基本協定書」において、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する項目が設けられていること、生駒市個人情報保護条例第13条、第30条及び第31条の適用を受けること等）について確認するとともに、慎重に審議した結果、本件の電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、システムのセキュリティ対策に充分留意するようという意見があった。</p>
結 合 先	指定管理者（財団法人生駒市ふれあい振興財団、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会、財団法人生駒メディカルセンター、社団法人生駒市シルバー人材センター）
審 議 日	平成18年3月28日
所 管 課	企画財政部 情報政策課